

「広報番号：HA2021-7/1」

広島市長 松井一實様 (平和行政ご担当部署様)

(写し) 広島市議会 議長様 議会関係者様、弊団体関係先、他

広島市平和行政に係る「ご見解」等に関する質問 (公開) (1)

令和3年7月吉日

前略

貴市におかれては、コロナ蔓延防止対策や「平和記念式典」にむけての諸般のご準備など、市政遂行へのご努力に市民として深く感謝を申し上げます。

先日、ある広島市民の方から「広島市平和行政に関する“質疑応答”」の内容が、弊団体に投稿されました。内容は、「核兵器禁止条約」の条文から見た「安全保障への懸念事項」に関する質問と貴市の「公式回答」でした。それは弊団体の懸念事項とも重なる内容でした。しかし、貴市のご回答はその懸念事項を避けて「理想的願望の吐露」と思われる部分だけは明快でありました。弊団体で投稿内容を確認し、さらに諸般の検討を加えた結果、弊団体としても貴市ご回答の不十分さは、貴市の描く「理想の未来」とは逆に、我が国の「平和と安全に不安をもたらす危険性」を感じました。

多くの「現実の国際政治上の問題」が浮かび上がるのですが、とりあえずの問題に絞って、疑問に基づく質問を貴市に出させて頂こうと考えた次第です。

今後、随時の質問をお出しすることをご容赦願います。

貴市「平和行政」の意味と意義を広く市民に広報するためにも、弊団体の疑問に対して、貴市の具体的お考えをお聞かせいただきたく存じます。

つきましては、ご多忙中恐縮ですが、ご回答賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

草々

平和と安全を求める被爆者たちの会

副代表 池中美平 (被爆二世) (文責)

1. 広島市の日本政府に対する「核兵器禁止条約」への批准要請に関して

中国は「戦狼外交」と称される傍若無人の、自身も承認した国際法を「紙くず」だと腐して、軍事力を押し立てた行動をしています。特に、我が国尖閣諸島への侵犯と、支配権を狙った我が国漁船への追尾行動は年間を通して常態化しています。我が国の先島・沖縄・南西の各諸島の日本領有権を否定する論文を公表しての「侵略意図」表明も公然と行うようになりました。ロシアと共同して、爆撃機編隊を日本周辺に飛来させることもしばしばです。つい先日には、「日本が台湾への干渉をするなら、核兵器で日本を殲滅する」との恫喝が行われました。北朝鮮の日本への核兵器恫喝も続いています。貴市公式回答では、「核兵器のない平和な世界」の実現のためには、我が国の「核禁条約」の批准が近道だ、とありました。では

我が国が「核兵器禁止条約」を批准したら、
「中国や北朝鮮による、このような、粗暴で侵略的行動」は、無くなりますか？

2. 日米安全保障条約(日米同盟)と核兵器禁止条約(核禁条約)との関係性

表紙に記載した「投稿者」の質問には、核禁条約「第1条(g):領内あるいは管轄・支配が及ぶ場所において、核兵器やその他の核爆発装置の配備、導入、展開の容認の禁止」「第2条1の(c):第1条(g)にもかかわらず、領内やその他の管轄・支配している場所において、他国が所有、保有、管理する核兵器やその他の核爆発装置があるかどうかの申告義務」を明示して、日米同盟への悪影響の有無を質問されておられます。この観点は安全保障関係専門家からも指摘されている中心箇所であって、我が国の安全保障の根幹と関連性があります。そして核禁条約第16条の「留保を受け付けない」条項に基づき、文言通りに理解すれば、日米同盟と抵触する可能性が高いのです。尖閣諸島への中国の上陸侵攻がかりうじて阻止されている背景には、米国の「尖閣諸島が日米安保第5条の適用範囲」という言明が利いていることは論を俟ちません。しかるに、貴市の「公式回答」は「我が国の安全保障上の観点からの質問事項については、国民世論を踏まえ、国政の場で議論されるべきものと考えており、本市からはお答えできかねます。」というものでした。米国はブッシュ(子)政権以降、海外在住米軍には核兵器の配備をしない方針があります。しかし、他の核兵器保有国同様「曖昧戦略」は維持されています。このことが「核抑止論」と呼ばれるものですが、では

貴市「公式見解」の“国民世論を踏まえ・・・”は「地方自治法第二条二・2」を根拠にされたご回答です。しかし、貴市が「核兵器廃絶に向けて為政者の政策転換」を目指し、また、「核保有国の為政者を核抑止論から解放する」(「忙中有閑」より)のなら、これは日米同盟の否定と同義です。そうであるなら「地方自治法」を隠れ蓑にすることなく、世界と国民世論(日米同盟を是とする7割余の日本国民)に向けて、国際政治の現実に叶う、新しい「安全保障」の具体策を提示すべきです。

そのような「安全保障」論を提示されますか？ 提示されるのなら、それは何時ですか？

3. 「被爆者の思い」は一様か？

弊団体は被爆者とその子孫を含む団体です。弊団体の意見は「当面の国際政治の現実を踏まえた、国の安全保障が必要であって、それを欠いた平和は有り得ない」とするものです。ですから、「核廃絶」は将来の目標であるが、今の国際情勢の中で、現実的な平和の維持が必要であると考えており、大多数の国民世論と同様に、現状では日米同盟を是とします。貴市の「公式見解」に登場する「被爆者の平和への思い」とはやや趣を異にしています。しかし、これもまた被爆者とその子孫の意見であることは、かつて広島市長も次のように認識されました。「貴団体に異なる意見のあることは承ります」(広国平第93号：平成22年<2010年>7月20日)

そしてまた、弊団体からの要望書へのご回答として、8月6日に首相に対して意見を述べる「被爆者代表」の選定手続きが、「被爆者全体」の代表とはならないことを示唆されました。曰く『「被爆者代表から意見を聞く会」への参加団体については、広島被爆者団体連絡協議会が調整役となって選出している』(広原調第37号：平成26年<2014年> これ以降も手続きは変わりません。

「被爆者代表」の意見は、安全保障に関する同盟強化への反対、関連する国内法制定への反対など、特定の政治的立場からの意見表明があり、それがマスコミ報道を通じて「被爆者全体意見」として流布しているものと思えます。我が国の「反核運動」は当初から「社会主義国の核兵器の当否、原子力平和利用の是非」の政治主張で鋭く対立して、多くの被爆者達が「反核団体」から距離を取ったのは紛れもない事実です。だから、被爆者すべてが「何れかの団体に属している」ことはありません。貴市の公式見解は、複雑な国際安全保障と関係を断った「一部意見の強調」によって構成されたものではないか、との疑問があります。従って、何れの団体にも属さない被爆者やその子孫、及び他の市民にも、現実に即した筋道立った説明責任があるはずです。

3.1 貴市は「核兵器のない世界こそが人類の目指すべき平和な世界である」と示されました。歴史事実は「1945年7月16日のトリニティ実験：米国」が核時代の幕開けとされており、その時は戦争の最中でありました。それ以前の「核兵器のない世界」でも人類歴史は様々な戦争に彩られています。

では

どのような関係を通じて「核兵器のない世界」が「平和な世界」となるのですか？

現実に生起するどんな具体的プロセスによって、そのような「核兵器が無い世界＝平和な世界」となるのですか？

3.2 貴市は「外交、防衛、安全保障に関する政策の決定は、国が専権的に取り組むべき事項」とし、他方で、「先般の核兵器禁止条約に関する日本政府への要請」で「核禁条約」への批准を求められました。この条約は、外交、防衛、安全保障の根幹に関わるものですから、貴市の見解と要請の間には相互に矛盾していると思うしかありません。

矛盾していないのならば、現実国際政治に基づき、整合性のあるご見解を示して下さい。

3.3 貴市は「国家のための安全保障ではなく、より長期的な視点に立った核兵器に頼らない人類のための安全保障」という概念を示されました。好悪とは別に、現在の国際社会は「国家の主権」が至高とされ、国連も加盟国の主権を踏みにじる行動はできません。ですから、「国家の安全保障」が「国民の安全保障」になる現実があります。国家の安全保障が侵害された所で紛争が起こり、国民の安全保障が破られている現実があります。例えば、「クリミア半島」「シリア内戦」「アフガン戦争」「南オセチア紛争」など枚挙に暇がありません。悲惨だったユーゴ内戦は、連邦解体後の国家主権の確立によって「平和」が戻り、国民の平和な暮らしが戻りました。旧ソ連も個別国家に解体されました。国連加盟国の急速な増加は、これらの経緯の結果です。とすれば、貴市のご見解は「まだ見ぬ世界」を標榜されているようにも感じられます。

「人類のための安全保障」とはどんな「安全保障」ですか？国家との関係はどのようになりますか？現在の国際社会の秩序とは異なるどんな世界ですか？具体的な内容と実現プロセス示して頂きたいのです。

注)国の安全保障を否定するために「人類の安全保障」という言葉が使われるのは知っていますが、スローガン以上の内容説明されたことを知りません。貴市の見解には明確な背景があると信じます。

4. 「核禁条約」の他の条約との関係例について(各条に関する個別質問は今後とします)

「核禁条約」の条文は、以降においては「外務省暫定仮訳」を用います。

仮に米国が「核禁条約を批准した」場合、同条約第7条によって、我が国への原爆投下に対する人的・物的・環境的・「復旧」援助の責任が米国に生じることになります。一方、1951年の「日本国との平和条約(サンフランシスコ講和条約)」第19条(戦争請求権の放棄)は、「核禁条約」第18条の「既存の国際協定との関連で・・締約国の義務がこの条約と両立」しない場合に相当します。

「核禁条約」第18条は次の通りです。

「この条約の実施は、締約国が当事国である既存の国際協定との関連で当該締約国が負う義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該義務がこの条約と両立する場合に限る。」

「核禁条約」には既存の条約に影響を与える過去訴求性がありますが、制限が皆無です。その結果、米国に責任が生じるのなら、それは直に「条約法に関するウィーン条約」に抵触することになり、我が国共々、その板挟みに苦しめられることになるでしょう。条約解釈権を多数決原理により、「締約国会議」が持つならば、「核禁条約」優先で「講和条約」無視の事態が有り得ます。

無論、米国が「核禁条約」に加盟することは寸毫も考えられないことですが、我が国が批准した場合は、第12条の規定によって、米国への要求を迫られることになります。「講和条約」は46の当事国を持つ国際条約であるため、その一部を否定することは国際条約の安定性を損ない、国家関係を対立させる原因にもなり得ます。「核禁条約」の現時点での加盟国は55ですが、その中の、米・

英・仏の核実験場だった地域をもつ諸国との関係も同様で、それが「核兵器保有国」が絶対に加盟しない原因でもあります。こうして、すこし掘り下げるだけで、「核禁条約」の持つ他の条約との対立関係が浮かび上がってきます。本来、国際条約は他の条約との補完関係を意識したものになりますが、「核禁条約」は違います。だから「核禁条約は粗雑な作りである」と思わざるを得ません。貴市が「核兵器禁止」という表題だけに反応したのではない、ことを祈ります。

本項は、条約の部分検討のご参考としてお示し致しますので、質問は控えます。

5. 貴市「公式見解」における、「核兵器テロ」に関して

弊団体への投稿者宛てご回答の中に、テロへの言及がありました。曰く「世界の核保有国が保有する核兵器が、意図せずとも、事故、テロなどにより使用される可能性もあります」と。

「核禁条約」は、加盟国にのみ課された義務ではあっても、**国際社会全体に“核兵器を違法”とする権限はありません**から、事故は、核兵器保有国の責任をもって、透明性高く管理されることを望むしかありません。最近のロシアの「核兵器開発中の事故疑い」や中国、北朝鮮の不透明な新型核兵器開発での環境影響疑い、など、専制的国家の動向は依然として「国際情報戦」の中でしか扱えません。しかし、核兵器を密かに製造してテロを行う可能性はまだ低いとは言え、各国政府はテロ対策の一環として密接な情報交換の上で対処している現状があります。

「核禁条約」でも、その第5条において“自国民が自国領内で行う禁止事項”、“外国人が自国領内で行う禁止事項”、“自国民が海外で行う禁止事項”について、処罰規定を伴う立法・行政上の措置を要求しています。「核禁条約」は他方で、「平和目的の原子力の研究・生産・利用を発展させる」ことを「締約国の奪い得ない権利」として認めていますから、取り締まる場合はその意図も明確にしなければなりません。核の基本技術は「平和利用」と「核兵器利用」との間に明確な線引きができない分野です。テロ対策は「核兵器に限らず」現代世界での重要課題です。いかなるテロであっても、技術的手段の存在だけでは「犯罪の立証」にはなりません。技術手段と内面意図の結合、資金、共謀範囲、構成メンバー、協力者、等々が合体して犯罪に至りますから、国際協調、情報交換と共有、捜査段階の秘匿は絶対条件です。それを担保する国際条約は所謂「パレルモ条約」です。

我が国は、この条約を国会承認して後十数年間、批准を放置してきました。このような国は先進諸国では皆無、世界でも 10 指に足りない諸国が加盟していない状況でした。我が国は「テロ対策」を放置する国(テロを取り締まらない国)と扱われてきたのです。それが、2017 年になって、条約内容から萎縮する形で「組織犯罪処罰法」の「テロ等準備罪」を新設する改正を行う手法で立法化して、批准しました。しかし、この法律に批判的なマスコミや国会前反対集会の主張に呼応して「被爆者代表」もまた、首相に対して「法律の撤回」を要求しました。反対派はこの法律を「共謀罪法案」と呼び習わすことで、頭ごなしに「悪い」イメージを擦り付けて、扇動を図ったように見受けられます。

しかし、「核兵器テロ」を抑止するための、現時点での“最善策”は「パレルモ条約」以外になく、それを「制限なく」適用する手法が必要だろうと考えられます。国際的取り決めで、それ以外のものが無いからです。「核禁条約」には国際間の共同体制への言及はありません。では

貴市は現行の「組織犯罪処罰法」を、実効あるものへの改正（パレルモ条約の全面受け入れ）に、「被爆者代表」の意見に反して、政府にもとめられますか？

「核禁条約」の批准をあれほど強固に、政府に求められるのなら、付随する関係法令の改正にも賛同し、「被爆者代表」の意見を修正するべく、説得を行う必要があります。

それとも、またもや、「国政に関することに、市は関与しない」という立場で、矛盾を放置したままで、「核禁条約批准要請」を「言うだけ」の「平和行政」を推進されますか？

6. 「平和首長会議」の会議結果に関して

質問記述に入る前に、若干の感想を述べます。国際的に「核兵器禁止」が高らかに謳われたのは、米国オバマ大統領（現職時代）の「プラハ演説」（2009年4月5日）と、それを理由にした「ノーベル平和賞」にあることは万人が認める所でしょう。2016年5月27日の広島訪問では「私自身の国と同様、核を保有する国々は、恐怖の論理から逃れ、核兵器のない世界を追求する勇気を持たなければなりません。」と高らかに演説しました。

しかし、2016年10月段階では、「核禁条約」交渉開始に際して、同盟国に棄権ではなく明確に反対するよう「圧力」をかけました。広島県被団協はオバマ大統領に抗議文を提出しています。

国際関係を生きる「現実政治家」としてのオバマ大統領の行動は、一応の予測の範囲であります。が、「二枚舌」の感じは残ります。そのような人物の、広島訪問時の「手ずからの折鶴2羽」と「説明写真」をショーケースに入れ、広島平和記念館の正面ホールに「核廃絶の願い」として展示することをどう感じるかは、「核禁条約」への態度を知っているか否かで、様々でしょう。違和感を持つ者も居るでしょう。展示をどうするかは勿論、貴市のご判断にお任せします。

質問関係記述を行います。

貴市「公式見解」に、「世界の都市に幅広いネットワークを構築している平和首長会議と一体となって、様々な取組を進め」「核保有国を含む世界各国の為政者に届くことで、国家のための安全保障ではなく」との記載がありました。

「海外の平和首長会議参加都市」には、北朝鮮を除くすべての「核兵器保有国」が含まれていません。そして、イスラエルは海外からは「核兵器保有国」と見做されていますが、イスラエル国家自体は「核兵器を保有しているか否か」についても「曖昧戦術」をもって明らかにしていません。また、平和首長会議の開催記録は、HPでは行事内容はわかりますが、議事・討議等、具体的内容を見るこ

「広報番号：HA2021-7/1」

とが出来ませんでした。そこで

核兵器保有国の「平和首長会議」参加都市が、自国政府の為政者にどのような働きかけをされているのでしょうか？もし、その具体的内容がHPなどで見られるのなら、そのアクセス先をお知らせ下さい。見られないのなら、ご回答として承りたく存じます。

民主体制の国と中国やロシアのような専制的体制の国、あるいはイランのような核兵器開発を指向している宗教国家では、都市の為政者との関わりには当然に違いがあると思われます。特に、専制国家や宗教国家の「平和首長会議」参加都市による、核軍縮に向けた働きかけの成果はどのようなものがあるのでしょうか？

イスラエルの参加都市は、まず自国が「核兵器を保有している」ことを明らかにしているのでしょうか？

「平和首長会議」は民間外交として意義ものがあると思います。その肯定的な成果を明らかにするのは重要なことだと考えます。

公開質問(1)に係る質問は以上です。宜しくご回答頂き度、お願い申し上げます。

以上